



新かがわ中小企業応援ファンド等事業

令和2年度後期募集

「新分野等チャレンジ支援事業」のご案内

募集
期間

令和2年

6月19日(金)～8月20日(木)



県内の中小企業者が取り組む新商品・新技術の開発や市場性を見極めるための試作品作成、付加価値の高い新製品開発のための実証実験などを支援し、新分野等への挑戦を後押しします。



助成対象者

県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者

助成対象事業

- ① 新分野進出等のための商品・技術の開発
- ② 市場性を見極めるための試作品作成
- ③ 付加価値の高い新製品開発のための実証試験
- ④ 新事業の可能性評価
- ⑤ 技術課題の解決

※当該助成メニューにおいて、現在、採択を受け事業に取り組んでいる場合、新たに申請する事業と助成期間が重複するときは申請できません。



助成対象経費

研究開発費

- 原材料費(原材料及び副資材の購入に要する経費)
- 機械装置・工具器具費^{※1}
(機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費)
- 外注加工費(原材料の再加工等に要する経費)
- 試験検査費(検査・分析等に要する経費)
- 産業財産権取得費(特許出願、特許権取得費用等)
- 委託費^{※2}(研究開発事業の一部を委託する経費)
- 専門家謝金
- 旅費^{※3}(専門家旅費、職員旅費)

市場調査及び見本市出展にかかる経費^{※4}

- 市場調査費
- 国内見本市出展費
(会場借料、会場設営費、製品・パンフレット等作成費、輸送費、臨時的説明・宣伝員費等^{※5})
- 委託費^{※2}
(市場調査及び見本市出展事業の一部を委託する経費)
- 専門家謝金
- 旅費^{※3}(専門家旅費、職員旅費)

※1 機械装置・工具器具費

・開発や試作に必要不可欠なものに限ります。(生産設備としての使用など他の用途では使用できません。)

・助成期間終了後に生産用等に使用できるものを導入する場合は、レンタル・リースを原則とし、助成期間内のリース料等を助成対象とします。

(リース期間・料金については、耐用年数等を考慮して適切に設定してください。やむを得ない理由で、生産用に使用できる機械装置を購入した場合は、当財団が別に算定した「リース料相当額」を助成対象とします。)

※2 委託費 助成対象経費の合計の50%未満とします。

※3 旅費 助成額の合計で10万円を限度とし、国内旅費に限りです。

※4 市場調査及び見本市出展にかかる経費 助成対象経費の50%未満とします。

※5 国内見本市出展費(臨時的説明・宣伝員費) 国内見本市出展期間中のみを助成対象とします。

助成率と助成額

助成率: 2/3 以内
助成額: 50万円以上100万円以下



助成の対象となる事業の期間

最長で、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

採択の基準

次の各項目について審査を行い、採択を決定します。

①新規性・革新性 ②市場性 ③成長性 ④実現可能性 ⑤地域活性化への波及効果

採択予定件数

7件程度

応募方法

所定の申請書様式と添付書類に必要な事項を記載のうえ、提出してください。
申請書様式は、(公財)かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)のホームページからダウンロードできます。提出された申請書等は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

募集期間

令和2年6月19日(金)～令和2年8月20日(木) 17:00 必着

※申請される場合は、事前に財団まで御相談ください。
※申請書類は、記載漏れや添付書類に不備がないよう、事前によく御確認ください。
※書類の不備又は補正すべき内容があった場合、理事長が期日を定めて、追加・再提出や補正を求める場合があります。
この求めに応じていただけない場合は、審査対象とならず不採択となりますので、御注意ください。
※財団への申請書類の提出は、郵便又は持参にて行ってください。(FAXやメールによる提出はできません。)

助成の対象となる事業の決定

助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、書類審査及びヒアリング等を行ったうえで、専門家等で構成する審査会の審査を経て決定します。



審査会 (プレゼンテーション)

審査会では、「採択の基準」に従って、審査を行います。申請内容に係る経営革新計画の承認を受けていて、申請時に申し出のあった申請者は、審査で加点の対象となります。

他の公的団体から助成等を受ける場合

国、県、外郭団体等の公的団体から助成等を受けて行う同内容の事業は、助成の対象外とします。

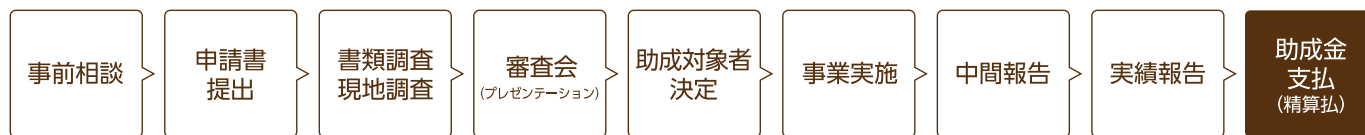
採択の公表

採択された事業は、原則として、事業者名、事業名、事業概要等を公表します。

成果検証

助成事業の成果を検証するために、助成期間終了後も、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施します。また、助成事業が完了した会計年度の翌年度から5年間、当該助成事業の各年における事業化状況を財団に報告していただきます。

申請からの流れ



「中小企業者」の定義

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者(同法に定められている組合は、中小企業者に該当します。不明な場合は、当財団にお問合せください。)

お問合せ先



公益財団法人
かがわ産業支援財団
KAGAWA INDUSTRY SUPPORT FOUNDATION

かがわ産業支援財団

検索

<https://www.kagawa-isf.jp/>

お申込先

産学官連携推進課

TEL (087)-840-0338

〒761-0301 高松市林町2217-16 FROM香川1F

総合窓口

ファンド事業推進課

TEL (087)-868-9903

〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2F